

## 国民年金

国保年金課 国民年金係

☎03(5803)1196

シビックセンター 11階

### ●老齢基礎年金

国民年金に加入し、次の期間（受給資格期間）を合算した年数が10年以上ある方が、65歳から受けることができます。

- ①保険料を納めた期間
- ②保険料の免除を受けた期間
- ③厚生年金・共済年金の加入期間やその他の合算することができる期間

※合算できる期間は、その方の事情によりさまざまなケースがありますので、ご相談ください。

### ●老齢基礎年金額（令和5年度年額）…795,000円（満額）

※20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

#### 年金請求書の提出先について

過去の加入状況	提出先
国民年金第1号被保険者期間のみの方	文京区国保年金課
国民年金第3号被保険者期間のある方	日本年金機構文京年金事務所
厚生年金と国民年金の期間のある方	☎03(3945)1141
共済年金と国民年金の期間のある方	

※第3号被保険者期間…厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されていた期間

### ●年金の請求・受給している方の手続などに関するお問い合わせ先

日本年金機構文京年金事務所

03(3945)1141 千石1-6-15

窓口でのご相談の場合は、事前に予約が必要です。

電話での相談

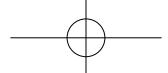
ねんきんダイヤル 0570(05)1165

※050で始まる電話でおかけになる場合

03(6700)1165

予約受付専用電話 0570(05)4890





## 所得税・住民税の障害者控除対象者認定等

### ●要介護等の認定を受けている方

介護保険課 介護保険管理係

☎03(5803)1389

シビックセンター9階

障害者控除対象者認定とは、65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない、介護認定を受けている認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、障害者又は特別障害者と認定された方に対して認定書を発行する制度です。

認定書の発行に際しては、主治医の意見書をもとに障害者控除対象者の認否を判定し、この認定書に基づき、対象となる年の所得税や住民税の控除を受けることができます。

※障害者控除の認定書を受領後、確定申告等を行わない限り、税の控除に反映されませんのでご注意ください。

#### 対 象 以下のすべての条件に該当する方が対象となります。

①所得控除の対象となる年の12月31日現在において65歳以上であること。

なお、死亡している時は、当該死亡日において65歳以上であること。

②文京区内に住所を有する方又は要介護・要支援の認定を受けている方。

③主治医の意見書で、認知症高齢者又は障害高齢者における日常生活自立度の判定が一定の基準にある方。

#### 認定基準

	認定内容	認定基準
障害者控除対象者	知的障害者（軽度・中度）に準ずるもの	主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ又はⅢと判定されている方
	身体障害者（3級～6級）に準ずるもの	主治医意見書において、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がAと判定され、かつ、その状態が引き続き6か月以上にわたっていた方
特別障害者控除対象者	知的障害者（重度）に準ずるもの	主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅣ又はMの方
	身体障害者（1級・2級）に準ずるもの	主治医意見書において、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB又はCである方のうち、その状態が引き続き6か月以上にわたっていた方

#### 申 請 ご本人又はご家族等関係者の方が、文京シビックセンター9階・介護保険課窓口で申請してください。なお、郵送も可能です。

#### 申請時に必要な証明書類

①障害者控除対象者の方の介護保険被保険者証（写し）

②申請者の方の本人確認書類（写し）

（氏名・住所・生年月日の確認できるマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、健康保険証、年金手帳 等）

※写真付きでないものは2点確認とさせていただきます。

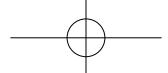
※身分証明書として健康保険証の写しを郵送いただく際には、保険者番号及び被保険者記号・番号の部分を黒く塗る等、見えないようにして送付してください。

※マイナンバーカードを添付される場合には、マイナンバーカードの表面だけの写し（個人番号の記載がない状態）を送付してください。

※成年後見人等の方が申請される場合、登記事項証明書が必要となります。

11

国民年金・税控除等



## ●要介護等の認定を受けていない方

高齢福祉課 高齢者相談係

☎03(5803)1382

シビックセンター9階

65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない、かつ、介護保険法の要介護・要支援の認定を受けていない場合でも、障害者控除対象者認定書を発行できる場合があります。

申請書のほかに、医師が作成した「文京区障害者控除対象者認定のための主治医意見書」の提出が必要となります。

**申請** 高齢福祉課へお問い合わせください。

## ●おむつ代の医療費控除を受ける場合（2年目以降）

介護保険課 認定審査係

☎03(5803)1378

シビックセンター9階

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方のおむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は、介護保険の要介護・要支援認定の際に作成された主治医意見書において、①寝たきり状態にあること②尿失禁があることの両方を確認できる場合に発行します。

**費用** 1通300円

**申請** 事前に介護保険課へお問い合わせください。

## 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会 地域福祉推進係

☎03(5615)8017

文京区民センター4階

所得の少ない世帯や日常生活で療養・介護が必要な高齢者がいる世帯（所得制限あり）の方に対して、その生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行うものです。

※貸付のご相談は、生活状況の聞き取り等が必要なため、事前にご相談日をご予約ください。

※所得が一定水準以下である等の要件や申請に必要な書類があります。

また、初回相談から実際の貸付までに審査等の時間を要します。

※具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。

原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。

### 貸付の種類

#### ●生活福祉資金貸付

低所得者や障害者世帯、療養または介護を要する高齢者がいる世帯に対し、無利子または低利で福祉資金の貸付を行います。

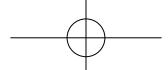
#### ●緊急小口資金貸付

所得の少ない世帯に対し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に資金の貸付けにより、その後の生活及び返済の見通しが立つ場合に貸付を行います。

#### ●不動産担保型生活支援資金貸付

土地・建物を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者に、その土地、建物を担保として生活資金の貸付を行います。

※生活保護世帯の場合は、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」がありますので、まずは文京区生活福祉課へお問い合わせください。



## 選挙における郵便等投票制度(一定の障害、要介護区分該当の方)

選挙管理委員会事務局

☎03(5803)1287

シビックセンター 11階

選挙時に、障害や要介護の区分で一定の要件に該当する方は、郵便等により不在者投票することができる制度があります。要件に該当し、本制度の利用を希望する方は、予め「郵便等投票証明書」の交付を受けた後、郵便等で請求した投票用紙を自宅などで記入して郵送により投票することになります。

### 対象

①身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで【別表1】に該当する方

②介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5である方

また、対象①の方のうち、【別表2】に該当する方は、あらかじめ区市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た方に、投票用紙への記載をさせることができる代理記載制度もあります。

※代理記載人は選挙権を有する方に限ります。

別表1

障害等の区分	障害等	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸)	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓)	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

別表2

障害等の区分	障害等	等級等
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

### 郵便等投票証明書の交付

交付申請書に記入し、障害者手帳や介護保険被保険者証を添付して、選挙管理委員会まで持参してください（窓口に来られる方は代理の方でも結構です）。具体的な投票の手続きは、選挙の際にご案内します。

なお、郵便等投票証明書には、有効期限がありますので、引き続き本制度を利用する場合は、再度手続きが必要となります。

11

国民年金・税控除等